

資料2

【デマンドバス運行ルール】

本書は、信濃町におけるデマンドバスの運行ルールを記したものである。

1. デマンドバスの定義

デマンドバスとは、路線バスと異なり、電話などで事前に予約のあった利用者の指定場所へ迎えに行き、指定場所まで運行する乗合式のバスのことである。

2. 信濃町におけるデマンドバスの運行の目的

信濃町におけるデマンドバスは主に日中の高齢者の通院・買物の移動手段確保の為、自宅から主要施設である目的地までを結ぶ公共交通として運行する。

3. 運行ルール

効率的で、利便性の高い運行をするため以下の運行ルールを設定する。また、設定した運行ルールに沿ってデマンドバス運行システムを導入する。

(1) 運行エリア

運行エリアは、信濃町全域と妙高高原駅とし、乗降できる地点を限定して運行する。

この運行エリア一体で運行し、さらに細かいエリア区分を設定しない。

(2) 運行日および運行時間帯

運行日は、平日のみ運行し、土日祝日及び年末年始は運行しない。

運行時間帯は学生、勤め人以外の交通不便者が日中移動できる時間帯とする。

(3) 一便あたりの運行時間

一便あたりの運行時間の上限は 40 分間とする。ただし、古海・菅川・熊坂・赤川地域から中心市街地に移動する、また、この逆の運行をする便について運行時間の上限は 50 分間とする。

(4) 乗降ポイント

1便あたりの運行間隔に制約を設ける為、乗降できるポイントを限定する。

デマンドバスに乗降出来るのは以下の6つの乗降ポイントのみとする。

登録した住所(自宅)

積雪時の指定ポイント

の例外として積雪で自宅前まで車両が進入できない場合は、自宅付近の乗降ポイントで乗降する。積雪時の指定ポイントは事前登録時に決定する。

中心市街地

乗降ポイントとする機関は、黒姫駅、信越病院、信濃町役場、柏原・古間商店街、ながの農協信濃町支所、八十二銀行信濃町支店、柏原郵便局、新井信用金庫黒姫支店とする。

妙高高原駅

赤川、熊坂、古海・菅川地区の住民は乗り換え無しで妙高高原駅でも乗降できる。

古間駅

荒瀬原、水穴、柴津、戸草、船岳地区の住民は乗り換え無しで古間駅でも乗降できる。

道の駅しなの、いこいの家

道の駅しなの、いこいの家については、乗り継ぎ利用をすることで指定することができる。

なお、この乗降ポイントについては、例外的に中心市街地行きの便の予約人数が少なく、経由しても運行に40分以上かからない場合に限り、乗り継ぎせずに直接移動、もしくは、直接帰宅することができる。予約数、経路が決定してから運行可能かを判断するため、利用者には当日乗車した際にドライバーから口頭でアナウンスする。

4. 運行車両

予想される移動量から最適と思われる車両、台数にて運行する。

なお現時点では6台の車両で運行する予定である。

5. 予約

効率的で、利便性の高い運行をするには利用者の協力も必要である為、以下の利用ルールを示す。

(1) 事前登録について

利用者には必ず事前に登録をしてもらう。これは、効率的に電話予約を受け付けるためと利用実態を把握するためである。登録用紙を用意し、役場やインターネットなどで申し込みを受け付ける。

(2) 予約について

利用者には、利用する前日までに電話で予約をしてもらう。予約は2週間前から受け付ける。予約数が上限を超過した場合、もしくは40分以内で回りきれなくなった場合は、予約を断ることとする。先に予約した者が優先的に利用できるように調整する。行き帰り両方の移動手段を確保するため、原則として往復での予約をしてもらう。

(3) 予約のキャンセルについて

予約のキャンセルは予約日の前日まで受け付けることとする。もし、キャンセル連絡をしなかった場合でも利用者にはペナルティを課すことはしない。

(4) 予約受付時間

予約の受付時間は午前8時から午後3時30分までとする。

(5) 運賃について

運賃は1乗車につき300円とする。

乗り継ぎをしても同額とする。乗り継ぎした場合は、はじめに乗車したバスで清算した際に乗り継ぎ券を交付してもらい、乗り継ぎ先のバスで提示する方式をとる。

(6) 訪問時間

乗車ポイントへの訪問時間については、予約の際に30分程度の幅を見て利用者に伝える。ただし、冬期間に指定ポイント事前登録時者については折り返し電話にて訪問時間を利用者に伝える。

5. 運行ルールの改正

上記の運行ルールは実証運行を通じて適宜改正する。